

農業生産法人の行うことができる農業関連事業の範囲の特例措置の全国展開

旧制度

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条

1. 要件

農業生産法人がその行う農業経営の安定を図るために、構造改革特別区域内において農村滞在型余暇活動に資する事業を行うことが相当であると認めて、**特区法に基づき、内閣総理大臣に申請し、その認定を受けること。**

2. 措置の内容

農業生産法人の行うことができる**農業関連事業(農畜産物の加工・販売、農作業受託等)**として、
・**農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営**
・**農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を追加。**

3. 実績

3地区(平成16年10月1日現在)

新制度

農地法施行規則第1条の2第4号

区域に限定なし

= 国による区域設定に係る認定は不要

農業生産法人の行うことができる**農業関連事業(農畜産物の加工・販売、農作業受託等)**として、
・**農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営**
・**農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を追加。**